

<h1>省エネルギー実施手順書</h1>	文書 NO. P61	承認	作成
	第 1 版		
	制定 0X/08/01		
	改訂		
	総務部長		

1. 目的

当社における省エネルギー(以下省エネという)活動を通じて生産活動で消費するエネルギー量を削減し、地球環境の保全の一助とすることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、当社の省エネ活動に適用する。

3. 省エネの対象

当社における省エネ活動の対象は、次のエネルギーの消費とする。

- (1) 電力
- (2) 重油,都市ガスなどの燃料
- (3) ガソリン,軽油などの内燃機関の燃料

4. 省エネ実施手順

項目	種類	設置場所等	実施基準
電	照明	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電、消灯を呼びかけるピラを掲示する。
		玄関、廊下、会議室等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電対象の照明スイッチは、グリーンのシールで表示する。 ・ 支障のない限り、こまめに消灯する。
		事務室、研究室、実験室等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩時間などの不用時の消灯を行う。 ・ 1日の利用時間の長い部屋については点検者を定め、昼休み消灯実施状況を点検する。
気	OA機器	事務室、研究室、実験室等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用していない時(休憩時間を含む)は、スイッチを切る。
	エレベーター	管理情報棟(2台)	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ階段を使用する。
		実験棟(1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの乗り場に、階段を利用するようピラを掲示する。
	事務所用 エアコン	各室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内の温度はファンコイルのスイッチでこまめに調整する。 ・ 使用していない部屋や冷暖房の休止期間中のファンコイルはスイッチを切る。 ・ フィルターを1回/月清掃する。 ・ 設定温度 <ul style="list-style-type: none"> 夏期冷房28 以上 冬期暖房20 以下

項目	種類	設置場所等	実施基準
電	工場空調 冷温水式	C、D、F棟 事務室、研究室、実験室等	<ul style="list-style-type: none"> 使用していない部屋や冷暖房の休止期間中のファンコイルはスイッチを切る。 フィルターを1回/月清掃する。 定期保守 2回/年実施する。 設定温度 温水温度送り元 55 以下 冷水温度送り元 7 以上
	電気加熱炉	プレス工場	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基準 外壁温度 炉内温度 エネルギー使用量を記録する 保守管理要領「 」により保守点検を実施する。
気	洗浄槽	塗装工場	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基準 蒸気圧力 気圧 洗浄温度 エネルギー使用量を記録する トラップ清掃、槽内清掃 1回/月実施する。
	湯沸器	湯沸室、実験室	<ul style="list-style-type: none"> まとめ洗いを心掛ける。 給湯温度は高めに設定しない。
都市ガス	冷温水発生機	空調機械室	<ul style="list-style-type: none"> 運転時間は、次のとおりとする。 8時15分～16時00分
燃料	営業車両	営業部	<ul style="list-style-type: none"> 燃費のよい車両を優先的に使用する 「エコドライブ要領」によりエコドライブに心がける。

5.実績管理

工場全体のエネルギー使用量は、総務課が毎月集計し、省エネ委員会が省エネ活動の進捗を管理する。

6.記録

記録名	フォーム No.	保管期限	保管責任者
省エネ実施チェックシート	P61F01	1年間	省エネ委員会
エネルギー使用量記録シート	P61F02	3年間	省エネ委員会

7.実績管理

各設備保守管理要領
エコドライブ実施要領